

2021年7月1日

各位

株式会社 第四北越銀行

## 「未利用口座管理手数料の新設」等について

株式会社 第四北越銀行（頭取：殖栗 道郎）は、2021年8月1日（日）より長期間ご利用のない預金口座（以下、未利用口座）を対象とした「未利用口座管理手数料の新設」および「残高のない未利用口座の自動解約」の取り扱いを開始いたします。

また、2021年8月2日（月）より「一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化」を実施するほか、相続財産管理人・破産管財人名義での新規口座開設および教育資金一括贈与口座の新規口座開設を対象として「口座開設手数料」を新設いたします。

なお、手数料の新設や自動解約の取り扱い開始に伴う預金規定の改定については、当行ホームページのお知らせ欄に掲載しております。

当行は、今後もお客さまの大切なご預金をお守りするとともに、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「未利用口座管理手数料」の新設、「残高のない未利用口座の自動解約」の開始

##### （1）目的

- ・お客さまに預金口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間ご利用されていない口座が不正に利用されることによる犯罪の発生やお客さまの被害を防止することを目的としております。

##### （2）「未利用口座管理手数料」の概要

内 容	「長期（2年以上）未利用」かつ「一定の残高未満」となる口座に対して口座維持・管理にかかる手数料をいただきます。
対象者	個人のお客さま、個人事業主のお客さま、法人のお客さま
預金種類	円貨普通預金(含む総合口座)、決済用普通預金
取り扱い開始日	2021年8月1日（日）
初回手数料引落日 (予定)	2023年8月以降を予定しております。
手数料金額	年間550円（税込）

未利用と判定する条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月月末時点において、最終ご利用日から <u>2年以上一度もお取り引きがない口座</u><sup>※</sup></li> </ul> <p>※取り扱い開始日前の期間は未利用期間(2年以上)に含めません。 お取り引きには、通帳記帳、該当口座に対する利息付与および本手数料の引き落としは含まれません。</p> <p>(ご参考：未利用口座の対象とならない口座)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該口座を特約口座(入出金口座)に指定している預かり資産(定期預金、積立定期預金、投資信託等)が1円以上ある場合</li> <li>・当該口座を返済用口座とする借入の残高が1円以上ある場合</li> <li>・教育資金一括贈与口座、ジュニアNISA口座、東日本建設業保証預託金口座、JRA口座等の専用口座</li> <li>・遺言信託等の信託商品契約口座</li> <li>・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座</li> </ul>	
一定の残高未満と判定する条件	取扱開始日以降に開設された口座	<u>残高10,000円未満の口座</u>
	取扱開始日前に開設された口座	<u>残高1,000円未満の口座</u>
未利用口座に関する取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象のお客さまには、事前にお届出住所宛にご案内を発送いたします。</li> <li>・ご案内の発送後、一定期間を経過しても口座のご利用または解約等のお取り引きがない場合、「未利用口座管理手数料」を引き落とします。</li> </ul>	

### (3) 残高のない未利用口座の自動解約」の概要

内 容	<p>「未利用口座」のうち、「未利用口座管理手数料」の引き落としの際に口座残高が手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで口座を自動解約<sup>※</sup>いたします。</p> <p>※残高が元々0円の未利用口座、定期預金残高がない総合口座を含みます</p> <p>(ご参考：自動解約の対象とならない口座)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託等の特約口座、融資の返済口座、Willinkカードの引き落とし口座は自動解約の対象外となります</li> </ul>
対象者	個人のお客さま、個人事業主のお客さま、法人のお客さま
預金種類	円貨普通預金(含む総合口座)、決済用普通預金
取り扱い開始日	2021年8月1日(日)
初回自動解約日(予定)	2023年8月以降を予定しております

## 2. 一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化

### (1) 目的

- ・解約手続き時の際に印鑑レス（届出印の押印を不要）とすることで、手続きの簡素化を図り、お客さまの利便性を向上することを目的としております。

### (2) 概要

内 容	「一定の残高未満の口座」の解約手続きにおいて、通帳および運転免許証等の本人確認書類を提示いただくことで届出印の押印を不要とします。	
対象者	個人のお客さま、個人事業主のお客さま	
預金種目および 預金残高	円貨普通預金(含む総合口座) 決済用普通預金、貯蓄預金 納税準備預金	残高 10,000 円未満の口座
	外貨普通預金	残高 0 円の口座
取り扱い開始日	2021 年 8 月 2 日 (月)	
対象外口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期預金残高が 1 円以上ある総合口座</li> <li>・投資信託・公共債の特約口座</li> <li>・残高がある仕組預金の償還口座に指定されている外貨普通預金口座</li> <li>・融資、カードローンの返済用口座</li> <li>・クレジットカードの残債がある Willink カード、キャッシュ JCB カードの特約口座</li> <li>・教育資金一括贈与口座やジュニア NISA 専用口座等の専用口座</li> <li>・遺言信託等の信託商品契約口座</li> <li>・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座</li> </ul>	

## 3. その他の「口座開設手数料」の新設

### (1) 目的

- ・口座開設における確認作業等の事務負担などを考慮し新設いたします。

### (2) 概要

対象口座	手数料金額 (税込)	取扱開始日
相続財産管理人名義で新規に開設する預金口座	1,100 円	2021 年 8 月 2 日 (月)
破産管財人名義で新規に開設する預金口座	1,100 円	
教育資金一括贈与口座 (米百俵のころ)	11,000 円	

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 第四北越銀行  
 事業開発企画部／内堀、佐藤（貴）（内線 4362、4336）  
 事務統括部／小林（紀）、青野（内線 5234、5251）  
 電話（025）222-4111